平成２３年（フ）第８３号
茨城県つくばみらい市小張3132番地２
債務者　平賀　理仁
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８４号
茨城県つくば市竹園３丁目12番地４　401棟212号
債務者　青木　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９１号
茨城県つくば市百家702番地１、前住所茨城県常総市豊田2080番地８
債務者　貞光　静男
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
茨城県つくば市百家702番地１、前住所茨城県常総市豊田2080番地８
債務者　貞光　文子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目20番34号
債務者　鈴木　智成
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
富山県魚津市緑町２番９号　セルーラ道下102号、旧住所埼玉県川口市幸町２丁目２番16―705号　クレール・マルシェ川口
債務者　金子　　修
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１０号
徳島県板野郡藍住町奥野字乾239番地５、申立時の住所富山県黒部市田家新595番地２メゾン・ルミナスⅢ101号
債務者　綾　　和弘（申立時の姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１２号
富山県下新川郡朝日町高橋285番地
債務者　髙島　一規
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第５８号
富山県射水市北野1540番地15
債務者　上谷　朋恵
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１２１号
金沢市常盤町49番地34
債務者　西　惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目10番地
債務者　村山　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
岐阜市加野１丁目28番24号
債務者　深尾　浩一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
岐阜県羽島郡岐南町八剣２丁目106番地の１
債務者　笠井　嘉和
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
岐阜県瑞穂市牛牧1258番地１　エポックハイムけんせいＥ101号
債務者　若松　信彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町５丁目180番地
債務者　安田　康代
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
岐阜県各務原市蘇原旭町４丁目１番地56
債務者　藤瀬　利明
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８９６号
大阪府茨木市美沢町15番40号、申立時の住所兵庫県赤穂市木津1327番地の230
債務者　長谷川三千夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部